

参考資料

1. 自転車にかかわる国や東京都の施策

(1) 国の自転車にかかわる施策

①京都議定書（平成 9 年 12 月）

地球温暖化対策の国際会議において、先進各国の温室効果ガスの排出量削減目標を定めた「京都議定書」が採択され、日本は平成 20 年からの 5 年間、温室効果ガスの排出を平成 2 年の水準に比べ 6 %削減することとされた。

②自転車利用環境総合整備事業（平成 12 年度）

「京都議定書」を受けた道路審議会答申では、日常的な交通手段として自動車利用から自転車利用への転換を促進する考えが打ち出された。国土交通省は具体策として、自転車利用環境整備の取組に対し積極的に支援を行ってきている。

③道路交通法の一部改正（平成 19 年 6 月 20 日公布、平成 20 年 6 月 1 日施行）

自転車利用者の無秩序な歩道通行など、交通ルールが守られていなかった現状を改善するため、道路交通法の自転車に関わる部分が、下記のとおり一部改正になった。

○普通自転車の歩道通行可能要件の明確化

普通自転車が歩道を通行することができるのは、道路標識などにより歩道を通行することができる」とされている場合のほか

- ・児童（6 歳以上 13 歳未満の者）及び幼児（6 歳未満の者）が運転する場合
- ・70 歳以上の者が運転する場合
- ・身体障害者福祉法の別表に定める障害を有する者が運転する場合
- ・車道または交通の状況に照らして、やむを得ないと認められる場合

○歩行者の安全を確保するため、警察官などが歩道を通行しないように指示したときは通行できません。

○普通自転車が、歩道を通行する場合は徐行しなければならない、歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

④自転車走行環境の整備について（平成 19 年 7 月 12 日 国道交安第 26 号）

国土交通省から自転車走行環境の整備を推進するため、警察と連携した取組の実施が通知された。主な内容としては、自転車通行危険箇所の「緊急対策の実施」、道路管理者と警察の連携体制を確立する「推進体制の確立」、平成 20 年以降も計画的に通行環境対策を進める「計画的な整備の推進」である。

⑤良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について
(平成 23 年 10 月、警察庁丙交企発第 85 号)

近年の自転車に係る交通状況を踏まえ、車道を通行する自転車の安全と歩道を通行する歩行者の安全の双方を確保するため、今一度、自転車は「車両」であるということを、自転車利用者のみならず、自動車等の運転者を始め交通社会を構成する全ての者に徹底させることとした。

推進すべき対策として、①自転車の通行環境の確立、②自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進、③自転車に対する指導取締りの強化が挙げられている。

(2) 東京都の自転車にかかわる施策

① TDM（交通需要マネジメント）東京プラン（平成 12 年 2 月、環境局）

都市環境の改善をめざすため、自動車交通に関する問題解決の 9 つの施策が取りまとめられた。ロードプライシングやパーク＆ライドの検討に加え、自転車は環境負荷の少ない交通手段として自動車の代替交通機関と位置づけ、自転車の活用が掲げられている。

② 自転車の安全利用推進総合プラン（平成 19 年 1 月、青少年・治安対策本部）

自転車問題の解決を図るため、自転車利用の問題点、対策の考え方、具体的な対策を示し、関係部局や区市町村などが自転車に関する施策の立案・計画をするときのガイドとなるよう整理されている。プランは地域の実情にあわせた対策を、都民・事業者・行政が連携・協力しながら実施することにより、安全で快適な自転車利用を実現するため策定された。

③ 2020 年の東京（平成 23 年 12 月、知事本局）

「10 年後の東京」計画の理念、基本的な考え方を着実に継承し、これを充実・強化するとともに、東日本大震災後の新たな社会経済状況に対して、中長期的な視点からの的確に対応し、日本の再生と東京のさらなる進化を目指して策定した新たな都市戦略を策定した。

自転車走行空間は、東京都をさらに高機能な都市へ進化させる施策の一つとして、誰もが安全で快適に行き交うことができる道路空間を確保し、都市の活力を引き出すため、整備を推進していくことが掲げられている。

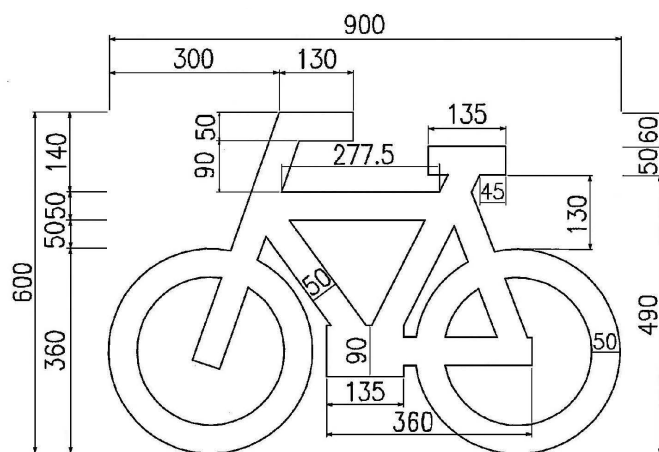
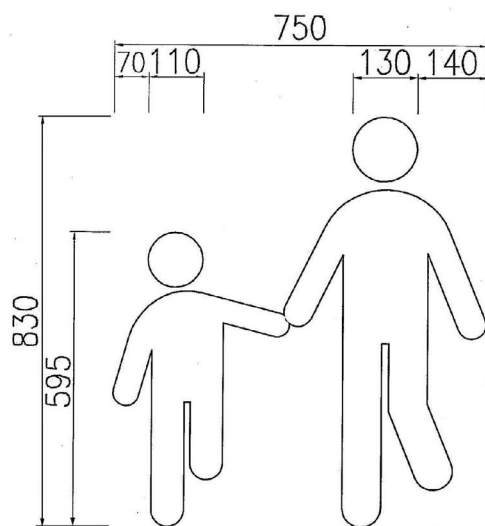
④ 東京都自転車総合政策検討委員会報告書（平成 24 年 2 月、青少年・治安対策本部）

自転車の安全利用に関わる課題・方策を検討して、今後の自転車安全利用の総合的な推進施策に役立てるため、警視庁ほか、区市町村、交通安全協会等の関係団体や業界団体の参加を得て、平成 23 年 6 月に東京都自転車総合政策検討委員会を設置し、検討を行った。

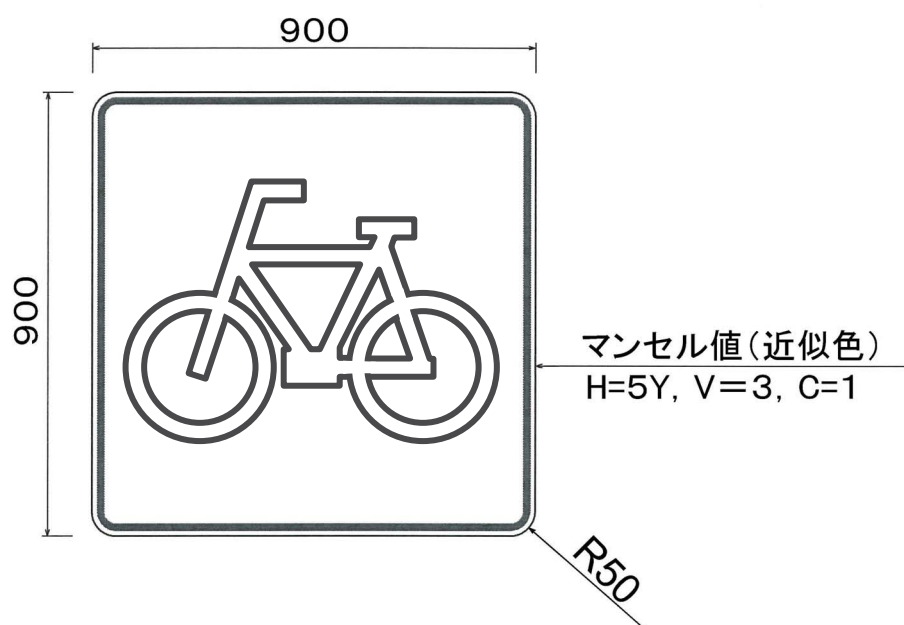
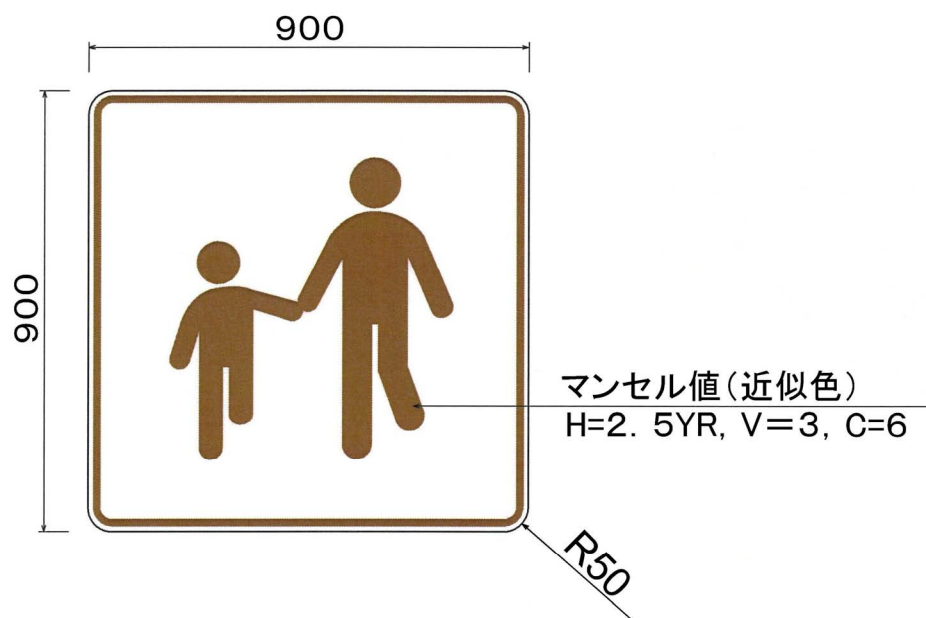
対策の視点として、①交通ルールの遵守・マナーの向上、②放置自転車の改善、③安全な走行空間の確保、④自転車の安全性の向上、⑤事故への対応と加害者責任・ヘルメット着用の普及に沿って、今後の対策の方向性と具体的な取組事項についてまとめた。

2. 路面標示レイアウト図（参考図）

(1) ペイント式



(2) 貼付け式 (シート型)



東京都自転車走行空間整備推進計画

登録番号(24)54号

平成24年10月 発行

編集・発行 東京都建設局道路管理部
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 (03) 5320-5277(ダイヤルイン)
FAX (03) 5388-1528

印刷会社 有限会社 雄久社
東京都世田谷区世田谷一丁目24番7号
電話 (03) 5451-7030
FAX (03) 5451-1616